

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

項 目 名	ICD-11 への移行に伴う所要の対応		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>世界保健機関（WHO）において、令和 4 年（2022 年）1 月に「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）が第 10 版（1990 年版。ICD-10）から第 11 版（ICD-11）に改訂され、日本でも 5 年以内の猶予期間の間に「疾病、傷害及び死因の統計分類」（総務省告示）に適用される（令和 9 年中施行予定）。</p> <p>ICD-11 への移行に伴い、種々の疾患の分類について変更がなされる。これに伴い ICD の考え方に基づいて基準等を定めている各種制度等の取扱いを整理する必要があり、当該整理を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 ICD の考え方に基づいて基準等を定めている各種制度は、国民の福祉の増進及び保健の向上を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記政策目的を達成するには、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の改定に伴い、引き続き税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	